

2022年11月24日  
立憲民主党  
日本維新の会

## 被害者救済新法を実効性あるものにするための要請

◎政府提案の救済新法では旧統一教会の献金にはほとんど使えない。

以下を踏まえて、使える、実効性のある新法となるよう、政府与党はより踏み込んでいただきたい。

◎新法に盛り込むべき点

●政府案では、旧統一教会の救済すべき、いわゆるマインド・コントロール下にあり困惑せず、進んでする寄付等は対象外となってしまう。繰り返される寄付等の全てを明確に対象とすべき。(政府案では、取り消しとなるためには「禁止行為→困惑→寄付」と個々の寄付ごとに一連の流れを立証することが基本となるため、旧統一教会の被害者救済は困難である)

(立法例)「人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為」を行い、又はその行為により惹起された状況を利用して「著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導する行為」を禁止する。

●政府案では、家族等第三者による救済について、現行の債権者代位権を使うに過ぎない。本人が無資力でなければならず、家族の範囲も現行と変わらず、取り戻す金額も扶養請求権等に限定され、ほんの一部に過ぎない。家族の範囲を広げ、取り戻すことのできる寄付等の範囲を拡大すべき。

(立法例)家庭裁判所が、親族等の求めにより「特別補助人」を付す審判をした後は、特別補助人の同意なき本人による寄付等は取り消し可能。また、新法施行前の利益供与も含め特別補助人が訴訟を提起できることとする。

●政府案では、借金や居宅売却の「要求」を禁止しているに過ぎず、あまりにも狭すぎる。寄付等の定量的な目安を資産・収入・生活の状況等を考慮しつつ設けるべき。

●政府案では、法人のみが対象であり、旧統一教会の実態も踏まえ、個人も対象とすべきである。

●政府案には靈感商法が除外されている。含めるべきである。

●政府案の取消権の行使期間が10年とは短すぎる。行使期間について民法(20年)にそろえるべき。